

独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員退職金規程の改正について

1. 改正の趣旨

当法人の役員退職金については、国家公務員退職手当法に基づき、役員退職金規程を策定し、支給しているところである。

先般の国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成24年法律第96号）の成立を受け、厚生労働省から平成24年8月7日閣議決定「国家公務員の退職手当の支給水準引き下げ等について」に基づく要請があったところである。

このため、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所役員退職金規程」の一部改正を行ったものである。

2. 改正の内容

従来の退職手当計算式に、下記割合を乗じて金額を算出。

- ・平成25年1月1日から9月30日までの間は98/100
- ・平成25年10月1日から平成26年6月30日までの間は92/100
- ・平成26年7月1日以降は87/100

3. 施行日

平成25年1月1日